

## 学校法人共立女子学園寄附行為

昭和26年2月27日	天野文部大臣から校管第52号を以て認可
昭和26年9月25日	校管第603号を以て改正認可
昭和27年10月15日	校管第405号を以て1部変更認可
昭和30年3月7日	地管第12号を以て1部変更認可
昭和33年6月28日	地管第51号を以て1部変更認可
昭和41年3月18日	校管第76号を以て1部変更認可
昭和44年12月3日	地管第1の67号を以て1部変更認可
昭和47年8月30日	校管第105号を以て1部変更認可
昭和52年5月31日	私立学校振興助成法附則第4条による変更
昭和54年6月15日	校管第1の42号を以て1部変更認可
昭和55年3月26日	校管第1の104号を以て1部変更認可
昭和59年1月20日	地管第1の7号を以て1部変更認可
昭和63年8月26日	地管第1の95号を以て1部変更認可
平成元年12月22日	校高第43号を以て1部変更認可
平成5年4月30日	校高第1の25号を以て1部変更認可
平成5年10月20日	校高第1の53号を以て1部変更認可
平成6年3月16日	校高第37号を以て1部変更認可
平成11年10月29日	校高第1の201号を以て1部変更認可
平成15年11月27日	15文科高第592号を以て1部変更認可
平成17年9月8日	17校文科高第240号を以て1部変更認可
平成19年4月1日	私立学校法第45条第2項による変更
平成20年4月1日	私立学校法第45条第2項による変更
平成22年5月24日	22受文科高第215号を以て1部変更認可
平成24年11月8日	24文科高第619号を以て1部変更認可
平成26年5月20日	私立学校法第45条第2項による変更
平成27年4月1日	私立学校法第45条第2項による変更
平成28年4月1日	私立学校法第45条第2項による変更
平成28年8月31日	28受文科高第518号を以て1部変更認可
平成29年10月11日	29受文科高第642号を以て1部変更認可
令和元年7月24日	元受文科高第230号を以て1部変更認可

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人共立女子学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を東京都千代田区一ツ橋二丁目2番1号に置く。

(運営の基本)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い社会に広く貢献できる、自立した人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 共立女子大学

	┌───┐	家政学研究科
大 学 院	───┼───	文芸学研究科
	└───┘	国際学研究科
	└───┘	看護学研究科
	┌───┐	被服学科
家政学部	───┼───	食物栄養学科
	└───┘	建築・デザイン学科
	└───┘	児童学科
文芸学部	──────────	文芸学科
国際学部	──────────	国際学科
看護学部	──────────	看護学科

(2) 共立女子短期大学

生活科学科

文科

(3) 共立女子高等学校 全日制課程 普通科

(4) 共立女子第二高等学校 全日制課程 普通科

(5) 共立女子中学校

(6) 共立女子第二中学校

(7) 共立大日坂幼稚園

### 第3章 学 園 長

(学園長)

第6条 この法人に学園長を置く。

2 学園長は、顧問及び評議員会の意見を聞いて、理事会において選任する。

3 学園長は、この学園創設の精神に基づき、独自の学風を振興して、全学園の教育を統理する。

### 第4章 役員及び顧問

(役 員)

第7条 この法人に、次の定数の役員を置く。

(1) 理 事 12名以上14名以内

(2) 監 事 2名

(理事の選任)

第8条 理事の選任は、次の各号による。

(1) 学園長の職にある者

(2) 大学長及び短期大学長の職にある者

(3) 高等学校長・中学校長・第二中学高等学校長のうちから1名

(4) 法人事務局長の職にある者

(5) 評議員のうちから評議員会において選任した者3名又は4名

(6) 学識経験者のうちから理事会において選任された者4名又は5名

2 前項のうち、その職務を兼務する者がある場合の理事定数は、前条第1号に定める理事の定数から兼務数を減じた数を定数とする。

3 第1項第6号以外の理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(理事長の選任及び職務)

第9条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第10条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第11条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し又はその職務を行う。

(常務理事の選任及び職務)

第12条 理事(理事長を除く。)のうち若干名を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

2 常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

3 理事長、常務理事により常務理事会を構成する。

4 常務理事会は理事長が招集し、法人全般にわたる業務の執行方法を協議し、又、理事会から委任された事項を審議する。

5 常務理事会の運営については別に定める。

(監事の選任及び職務)

第13条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に、理事会及び評議員会に提出すること

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(役員任期)

第14条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第16条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき  
(顧問)

第17条 理事長は、理事会の同意を経て、顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、この法人の重要な業務について、理事長の諮問に応じ意見を述べる。

## 第5章 理事会

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、毎年3月、5月を定例とし理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、随時にこれを招集することができる。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に、議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(業務決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が記名押印し、常に、これを法人事務局に備えて置かなければならない。

## 第6章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、27名以上31名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は毎年3月、5月を定例として理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、随時にこれを招集することができる。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項について書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから、その評議員会において選任された評議員2人以上が署名押印し、常にこれを法人事務局に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第23条 理事長は次に掲げる事項については、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人に勤務する職員のうちから、理事会で選任された者9名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の桜友会員のうちから、理事会で選任された者5名
- (3) 第9条第1項第1号第2号及び第6号の理事7名以上8名以内
- (4) 学識経験者及び学園関係者のうちから、理事会で選任された者6名以上9名以内

2 前項第1号及び第3号に規定する評議員は、この法人の職員又は理事の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第26条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その任務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

## 第7章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、学生・生徒等納付金及び手数料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条第2項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後3ヵ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第8章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第10章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
  - (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
  - (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
  - (4) その他必要な書類及び帳簿
- (公告の方法)

第45条 この法人の公告は、共立女子学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

付 則

1 本項削除

2 この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理 事	鳩 山	薫
理 事	高 瀬	莊太郎
理 事	二 宮	丁 三
理 事	宮 川	敬 三
理 事	煙 谷	忠
理 事	星 島	二 郎
理 事	有 光	次 郎
理 事	山 本	ら く
理 事	石 橋	正二郎
監 事	古 沢	潤 一
監 事	金 井	滋 直

3 前項の役員は、この寄附行為認可後、すみやかに役員が選任されるまで第11条及び第12条の規定にかかわらず、この法人の役員となる。

付 則

第5条第2号の共立女子短期大学についての名称変更は昭和48年4月1日より実施する。

付 則

第5条第2号の共立女子短期大学についての名称変更は、平成元年4月1日に入学した学生から適用する。

付 則

この寄附行為は、文部省が認可した日（平成5年4月30日）から施行する。

付 則

1 平成5年10月20日文部省認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

2 共立女子短期大学文科の国語専攻・英語専攻は、改正後の寄附行為第5条第1項第2号の規定にかかわらず平成6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則



この寄附行為は、文部省が認可した日（平成6年3月16日）から施行する。

付 則

- 1 平成11年10月29日文部省認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 共立女子大学家政学部食物学科は、改正後の寄附行為第5条第1項第1号の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年9月8日）から施行する。

付 則

1. この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
2. 共立女子短期大学文科第一部は、改正後の寄附行為第5条第1項第2号の規定にかかわらず平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年5月24日）から施行する。
2. 第5条第7号の共立大日坂幼稚園についての名称変更は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

（共立女子大学大学院比較文化研究科の存続に関する措置）

共立女子大学院比較文化研究科は、改正後の寄附行為第5条第1項第1号の規定にかかわらず平成23年3月31日に当該研究科に在学するものが当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年11月8日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成26年5月20日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年8月31日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年10月11日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和元年7月24日）から施行する。

寄 附 行 為 新 旧 比 較 対 照 表

新	旧																																																				
<p>(設置する学校)</p> <p>第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 共立女子大学</p> <table border="0"> <tr> <td>大学院</td> <td>家政学研究科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文芸学研究科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際学研究科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>看護学研究科</td> </tr> <tr> <td>家政学部</td> <td>被服学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食物栄養学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築・デザイン学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童学科</td> </tr> <tr> <td>文芸学部</td> <td>文芸学科</td> </tr> <tr> <td>国際学部</td> <td>国際学科</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> </tr> <tr> <td><u>ビジネス学部</u></td> <td><u>ビジネス学科</u></td> </tr> </table> <p>(2) 共立女子短期大学</p> <table border="0"> <tr> <td>生活科学科</td> </tr> <tr> <td>文科</td> </tr> </table> <p>(3) 共立女子高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(4) 共立女子第二高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(5) 共立女子中学校</p> <p>(6) 共立女子第二中学校</p> <p>(7) 共立大日坂幼稚園</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日</u>  <u>(令和 年 月 日) から施行する。</u></p>	大学院	家政学研究科		文芸学研究科		国際学研究科		看護学研究科	家政学部	被服学科		食物栄養学科		建築・デザイン学科		児童学科	文芸学部	文芸学科	国際学部	国際学科	看護学部	看護学科	<u>ビジネス学部</u>	<u>ビジネス学科</u>	生活科学科	文科	<p>(設置する学校)</p> <p>第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 共立女子大学</p> <table border="0"> <tr> <td>大学院</td> <td>家政学研究科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文芸学研究科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際学研究科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>看護学研究科</td> </tr> <tr> <td>家政学部</td> <td>被服学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食物栄養学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築・デザイン学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童学科</td> </tr> <tr> <td>文芸学部</td> <td>文芸学科</td> </tr> <tr> <td>国際学部</td> <td>国際学科</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新 設)</td> </tr> </table> <p>(2) 共立女子短期大学</p> <table border="0"> <tr> <td>生活科学科</td> </tr> <tr> <td>文科</td> </tr> </table> <p>(3) 共立女子高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(4) 共立女子第二高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(5) 共立女子中学校</p> <p>(6) 共立女子第二中学校</p> <p>(7) 共立大日坂幼稚園</p>	大学院	家政学研究科		文芸学研究科		国際学研究科		看護学研究科	家政学部	被服学科		食物栄養学科		建築・デザイン学科		児童学科	文芸学部	文芸学科	国際学部	国際学科	看護学部	看護学科		(新 設)	生活科学科	文科
大学院	家政学研究科																																																				
	文芸学研究科																																																				
	国際学研究科																																																				
	看護学研究科																																																				
家政学部	被服学科																																																				
	食物栄養学科																																																				
	建築・デザイン学科																																																				
	児童学科																																																				
文芸学部	文芸学科																																																				
国際学部	国際学科																																																				
看護学部	看護学科																																																				
<u>ビジネス学部</u>	<u>ビジネス学科</u>																																																				
生活科学科																																																					
文科																																																					
大学院	家政学研究科																																																				
	文芸学研究科																																																				
	国際学研究科																																																				
	看護学研究科																																																				
家政学部	被服学科																																																				
	食物栄養学科																																																				
	建築・デザイン学科																																																				
	児童学科																																																				
文芸学部	文芸学科																																																				
国際学部	国際学科																																																				
看護学部	看護学科																																																				
	(新 設)																																																				
生活科学科																																																					
文科																																																					

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類												
区	年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	開設年度の前年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計	
	設置経費	校 地		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
施 設		基 準 内	920 千円	3,191 千円	163,400 千円	174,010 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	341,521 千円	
		基 準 外	7 千円	59 千円	108 千円	2,642 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	2,816 千円	
設 備		図 書		0 千円	0 千円	0 千円	3,416 千円	1,295 千円	0 千円	0 千円	0 千円	4,711 千円
		教 具 校 具 備 品		0 千円	966 千円	0 千円	48,972 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	49,938 千円
		小 計		927 千円	4,216 千円	163,508 千円	229,040 千円	1,295 千円	0 千円	0 千円	0 千円	398,986 千円
新設校の開設年度の経常経費												
合 計			927 千円	4,216 千円	163,508 千円	229,040 千円	1,295 千円	0 千円	0 千円	0 千円	398,986 千円	

  

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	1,020,612 千円
		基 準 外	151,264 千円
	設 備	図 書	202,831 千円
		教 具・校 具・備 品	93,292 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	5,143千円	平成29年度までに学納金等事業活動収入から積立てた現金預金から平成28年度に927千円(校舎劣化調査に227千円、4号館仕様変更に700千円)、平成29年度に4,216千円(耐震診断に2,173千円、4号館改修工事コンストラクション・マネジメントに1,077千円、備品に966千円)を支出した。
施設拡充引当特定資産	393,843千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から組入れられた施設拡充引当特定資産から、平成30年度に163,508千円(4号館改修工事コンストラクション・マネジメントに2,610千円、4号館耐震補強設計に2,011千円、4号館改修工事に158,887千円)を支出し、その残3,667,900千円のうち、230,335千円を財源に充当する。
合 計	398,986千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表				
科目	年度	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
一 基本財産		35,411,277 千円	33,681,780 千円	33,681,780 千円
二 運用財産		17,653,593 千円	18,935,578 千円	18,935,578 千円
三 負債額		6,057,092 千円	5,876,706 千円	5,876,706 千円
1 固定負債		4,448,390 千円	4,296,477 千円	4,296,477 千円
2 流動負債		1,608,703 千円	1,580,229 千円	1,580,229 千円
四 基本財産 + 運用財産		53,064,869 千円	52,617,357 千円	52,617,357 千円
五 純資産(四-三)		47,007,777 千円	46,740,651 千円	46,740,651 千円

# 貸借対照表

2019年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	48,498,010,503	48,663,585,283	△ 165,574,780
有形固定資産	33,681,779,783	35,411,276,563	△ 1,729,496,780
特定資産	14,748,981,000	13,185,199,000	1,563,782,000
その他の固定資産	67,249,720	67,109,720	140,000
流動資産	4,119,346,981	4,401,284,179	△ 281,937,198
資産の部合計	52,617,357,484	53,064,869,462	△ 447,511,978

(単位 円)

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	4,296,477,188	4,448,389,701	△ 151,912,513
流動負債	1,580,228,803	1,608,702,763	△ 28,473,960
負債の部合計	5,876,705,991	6,057,092,464	△ 180,386,473
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	51,441,300,235	51,774,557,992	△ 333,257,757
第1号基本金	49,584,530,235	49,917,787,992	△ 333,257,757
第3号基本金	1,101,770,000	1,101,770,000	0
第4号基本金	755,000,000	755,000,000	0
繰越収支差額	△ 4,700,648,742	△ 4,766,780,994	66,132,252
純資産の部合計	46,740,651,493	47,007,776,998	△ 267,125,505
負債及び純資産の部合計	52,617,357,484	53,064,869,462	△ 447,511,978

## 事業計画及びこれに伴う予算書

### 事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成31年度 (令和元年度)	神田4号館 改修工事	SRC造 地下2階・地上10階 (改修対象:2階, 5階~9階)	平成30年7月着工 令和元年9月完成予定	大学・短大共用
	神田4号館 耐震補強工事	SRC造 地下2階・地上10階	平成31年4月着工 令和元年9月完成予定	大学・短大・高校・中学共用
	神田4号館 什器・AV機器購入	エリアの什器・AV機器の整備	令和元年10月納入予定	ビジネス学部専用
	ビジネス学部設置に係る図書購入	図書等 949点	令和元年12月納入予定	ビジネス学部専用
	神田本館 水冷パッケージエアコン更新工事	個別空調の更新	令和元年7月着工予定 令和元年9月完成予定	大学・短大共用
令和2年度	ビジネス学部設置に係る図書購入	図書等 16点	令和2年4月納入予定	ビジネス学部専用
	神田本館 水冷パッケージエアコン更新工事	個別空調の更新	令和2年7月着工予定 令和2年9月完成予定	大学・短大共用
令和3年度	神田本館 水冷パッケージエアコン更新工事	個別空調の更新	令和3年7月着工予定 令和3年9月完成予定	大学・短大共用
	神田3号館 外壁補修工事	外壁の塗装やシールの更新	令和3年7月着工予定 令和3年9月完成予定	大学・短大共用
令和4年度	神田本館 空冷パッケージエアコン更新工事	個別空調の更新	令和4年7月着工予定 令和4年9月完成予定	大学・短大共用
令和5年度	神田本館 電話交換機更新工事	電話交換機の更新	令和5年7月着工予定 令和5年9月完成予定	大学・短大共用
	神田本館 空冷チラー更新工事	セントラル方式の空調の更新	令和5年7月着工予定 令和5年9月完成予定	大学・短大共用
	神田本館 空冷パッケージエアコン更新工事	個別空調の更新	令和5年7月着工予定 令和5年9月完成予定	大学・短大共用

## 資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		193,500	364,500	535,500	706,500
手数料収入		21,309	21,609	21,870	22,122
寄付金収入		751	1,480	2,114	2,725
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		230	454	649	836
受取利息・配当金収入		1,832	3,608	5,154	6,643
雑収入		509	1,003	1,434	1,848
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		108,000	108,000	108,000	108,000
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		△ 108,000	△ 108,000	△ 108,000	△ 108,000
前年度繰越支払資金		0	0	0	0
収入の部合計		218,134	392,656	566,723	740,676

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		263,740	287,284	311,423	337,461
教育研究経費支出		53,187	94,666	131,962	171,909
管理経費支出		7,187	13,841	19,773	29,060
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		3,159	1,901	765	3,567
設備関係支出		1,307	2,198	3,056	3,848
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
[ 予備費 ]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		0	0	0	0
支出の部合計		328,581	399,891	466,979	545,846



## 事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目		年 度	開 設 年 度	令和3年度	令和4年度	完 成 年 度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	193,500	364,500	535,500	706,500
		手数料	21,309	21,609	21,870	22,122
		寄付金	751	1,480	2,114	2,725
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	230	454	649	836
		雑収入	509	1,003	1,434	1,848
		教育活動収入 計	216,302	389,048	561,568	734,032
	支出	人件費	273,934	296,979	323,165	349,008
		教育研究経費	79,963	146,503	208,032	270,448
		管理経費	7,402	14,257	20,382	29,847
徴収不能額等		0	0	0	0	
	教育活動支出 計	361,300	457,740	551,580	649,303	
	教育活動収支差額	△ 144,998	△ 68,692	9,988	84,729	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	1,832	3,608	5,154	6,643
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	1,832	3,608	5,154	6,643
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
	教育活動外収支差額	1,832	3,608	5,154	6,643	
	経常収支差額	△ 143,165	△ 65,084	15,143	91,373	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	126	242	353	456
		特別収入 計	126	242	353	456
	支出	資産処分差額	955	1,835	2,703	3,508
		その他の特別支出	0	0	0	0
	特別支出 計	955	1,835	2,703	3,508	
	特別収支差額	△ 829	△ 1,593	△ 2,350	△ 3,052	
	[ 予備費 ]	0	0	0	0	
	基本金組入前当年度収支差額	△ 143,995	△ 66,678	12,792	88,320	
	基本金組入額合計	△ 3,309	△ 1,883	△ 547	△ 3,157	
	当年度収支差額	△ 147,305	△ 68,561	12,245	85,162	
	前年度繰越収支差額	0	0	0	0	
	基本金取崩額	0	0	0	0	
	翌年度繰越収支差額	0	0	0	0	

(参考)

事業活動収入 計	218,260	392,898	567,076	741,132
事業活動支出 計	362,256	459,576	554,284	652,812